

財政改革を断行

町長ほか特別職の給料減額

平成15年第4回
南富良野町議定会
定例会が12月18日と
19日の2日間開催され、代
表監査委員から監査報告、
町長から行政報告、議会運
営委員長、総務民教・産業
建設両常任委員長より所管
事務調査報告、行財政改革
等検討特別委員長より中間
報告、酒井年夫議員より一
般質問が行われました。

このあと、第3回町議会
定例会で付託されていた平
成14年度各会計歳入歳出決
算が認定されました。

続いて議案審議に入り、
一般会計および各特別会計



補正予算、条例の改正など

町長提出議案13件、議員提
出議案1件、意見書案2件
をそれぞれ原案のとおり可
決し閉会しました。

本定例会で審議された議
案は次のとおりです。

平成15年度補正予算

◇一般会計補正予算

歳入歳出それぞれ4,9
34万6千円を減額し、総
額51億294万円となりま
した。

◇国民健康保険事業特別会
計補正予算

歳入歳出それぞれ4,1
37万1千円を追加し、総
額3億3,947万1千円
となりました。

◇老人保健特別会計補正予算

歳入歳出それぞれ500万
円を追加し、総額4億5,7
60万8千円となりました。

◇介護保険特別会計補正予算

歳入歳出それぞれ1771
万1千円を減額し、総額2

億1,302万8千円とな
りました。

◇介護サービス事業特別会
計補正予算

歳入歳出それぞれ383
万円を減額し、総額2億5,
963万4千円となりました。

◇簡易水道事業特別会計補
正予算

歳入歳出それぞれ666
万円を減額し、総額1億7,
748万8千円となりまし
た。

◇公共下水道事業特別会計
補正予算

歳入歳出それぞれ882
万円を減額し、総額2億6,
965万8千円となりまし
た。

◇分収造林事業特別会計補
正予算

歳入歳出それぞれ7万7
千円を減額し、総額198
万円となりました。

条例の改正

◇課設置条例

昨年12月12日に「南富良
野町・占冠村任意合併協議
会」が設立され、これらの
事務を担当する専任職員を
配置するため役場機構を見
直し、企画課と商工観光課
を統合して「企画商工課」
が設置されました。

◇乗合自動車の設置及び管
理に関する条例

町循環バスを利用する際
に購入する普通乗車券と定
期乗車券に、平成16年度か
ら「回数乗車券(11枚券)」を
加え、また介助が必要な身
体障害者と共に乗車する介
護人の運賃を半額とするよ
う改正されました。

◇町長等の給与に関する条例
特別職の給料の額を減額
することで諮問していた特
別職報酬等審議会の答申を
受け、平成16年1月から平
成19年3月まで町長の給料
月額を77万円から62万円と
し、助役の給料月額を63万
8千円から58万円とするよ
う改正されました。

◇教育委員会教育長の給与及
び勤務時間等に関する条例

町長および助役と同様に、

平成16年1月から平成19年
3月まで教育長の給料月額
を58万4千円から53万円と
するよう改正されました。

その他の議案

◇財物事故に関する和解及
び損害賠償について

平成15年11月11日に発生
した交通事故に関し、損害
賠償の額並びに和解につい
て、地方自治法の規定によ
り議決されました。

発議案の可決

◇町議会委員会条例の改正
課設置条例の改正に伴い、
総務民教常任委員会および
産業建設常任委員会の所管
を規定している本条例の一
部が改正されました。

意見書の可決

◇意見書について

議員から提出された次の
意見書案について審議が行
われた結果、原案のとおり
可決されました。

- ・季節労働者の冬期雇用援
護制度に係わる意見書
- ・イラクへの自衛隊派遣凍
結を求める意見書